

博士学位論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第 9 号
------	---	-------

氏 名 方 国花

論文題目 古代東アジアにおける漢字文化の研究

論文審査担当者

主 査 愛知県立大学 教授 犬飼 隆

愛知県立大学 教授 丸山裕美子

奈良産業大学准教授 桑原 祐子

## 学位論文の内容の要旨

古代東アジア諸国における漢字の用法をみると、中国の中原地域と周辺諸国が異なる場合があり、一方、周辺諸国に共通する部分が多々ある。本論文は、その事実に注目し、古代東アジア諸国における異体字の研究を通して、漢字がどのように受容・定着されたかを明らかにすることを目的としている。論証に、紙に書かれた文献だけでなく、金石文、木簡などのような一次資料を用いることを特徴とする。

構成はⅠ部「文字資料の性格と異体字の使用」とⅡ部「「カギ」の漢字表記」からなる。Ⅰ部では第一章に門構えの略体字、第二章に「部」の略体字、第三章に「岡」の異体字、第四章に「水」の異体字を取り上げて、これらの字が古代東アジア諸国においてどのような字体で書かれ、その字体と文字資料の性格にはどのような関係が見られ、また国別にはどのような共通点・相違点が見られるかについて考察している。とりわけ古代中国における用法の一部を古代朝鮮半島が取り入れて変容し、それをまた日本列島が取り入れて変容した道筋を浮き彫りにしている。

第一章は、古代中国では部首に門構えを持つ字全体を「冂」に略す用法が見られたのに対し、古代朝鮮半島では現段階では「開」の略体のみがみられ、古代日本では「開」と「閉」（異体字も含める）の略体字が見られることを指摘する。その事情を、古代日本は朝鮮半島の影響で「開」を「𠂔」に書くようになり、「開」の反義語となる「閉」やその異体字も略体で書くようになったのではないかと推測する。そして、「閉」の異体字には字形の異なるものが二種類あるが、同じ用法には使われず、「閉」は「へ」の字音仮名、「𠂔」・「𠂕」は「マロ」を表す字に使い分けられたことを指摘する。

第二章は、古代中国では「部」、「卿」、「叩」など「冂」或は「𠂔」を部首として持つ字を「ア」、「マ」、「𠂔」に近い形に略して書いていたのに対し、古代朝鮮半島では「部」に限って「ア」のように書き、古代日本では「部」を「ア」・「マ」のように略して書く用法があったことを述べる。そして、古代日本において七世紀に主に「ア」形が用いられていたのは百済の影響である可能性が大きく、それは百済において「部」を「ア」のように書くことが一般的であったことから確認できると指摘する。また、日本では七世紀から「部」を「マ」のように略して書く用例が見られ、八世紀には主に「マ」形を用いるようになるが、これは古代中国の敦煌漢簡にも「ア」形、「マ」形が一緒に使われていたことからみて、自然発生的なことであると推測する。

第三章は、「岡」の異体字をとりあげている。古代中国では様々な字体が使われていたのに対し、古代日本と朝鮮半島では数多くある異体字の中で主に「𠂔」字体を使用していたことを明らかにしている。そして、「𠂔」字体は六朝時代の中国によく使われていた字体であると推定し、この用法を地理的に近い位置にある高句麗が導入して、それが新羅や

日本にも伝わった可能性がある」と述べる。

第四章は、扶余の陵山里遺跡で出土した 299 号木簡の裏面に書かれている、従来は呪術的記号とされていた図像を、中国や日本の資料を使用することで、「水」の異体字が連写されている可能性がある」と提案する。その証明に、呪術などの非日常の場面においては日常の文書行政の場面と異なる字体が使用される傾向が東アジアに共通してあり、その上に地域に共通の特徴が成立していたという方法をとる。日本列島の資料で証明される禊ぎの文化を用いて、朝鮮半島の出土資料を解釈しているのである。

Ⅱ部では、古代東アジア諸国における「カギ」を表す漢字についての考察を通して、それらの漢字の古代東アジア各国における用法にどのような違いと共通点がみられるかについて考察している。「カギ」を表す漢字を、「鑰」系（「鑰」、「投」、「籥」、「鎰」など「鑰」の異体字）、「鍵」系（「鍵」、「榘」、「貞」など「鍵」の異体字）、「鎖」系（「鎖」とその俗字である「鑰」）に分けて論述するが、なかでも「鑰」系を主に取り上げている。古代中国では重量の意味しか持たない「鎰」を、古代日本、朝鮮半島、遼では「鑰」の異体字として「カギ」の意味で使用していたからである。「鑰」と「鎰」は、字形・字音の類似性があり、また意味上のつながりもあって、漢字文化が周辺諸国に導入された際、「鎰」の方が書きやすいという利便性から、同じ意味で使われるようになったと述べる。周辺諸国における個別性については、遼の場合、「鑰」（「鎰」）以外の、他の「カギ」を表記する漢字についての記述は古代中国と一致すると言う。古代朝鮮半島の場合、新羅で「鎰」を lock の意味で使用し、key には新羅語の固有語 soi をあらわす「金」を借訓字としてあてていたという先行研究を提示する。古代日本の場合、広範な調査を行って、頻繁に使われていたのは「鎰」であり、「鑰」に近い字形の用例はごく僅かで、『日本書紀』のように正格な漢文を意識したものか、漢文を熟知する人によるものなど、限られた場面で行われていたと述べる。中国の律令を書いた正式の文書においては専ら「鑰」字が用いられていた可能性が高いので、漢字文化が中国の律令と共に日本に伝わったことと関連するのかもしれないという考え方である。「鎰」は、錠前や鍵 key カンヌキまたはクルルのカギなど様々な形状の和語で「カギ」と総称する言葉を表記する漢字として広く使われていたことを、豊富な例をあげて述べる。「鍵」の用例が「鎰」に比べて遥かに少ないことについて、古代日本で、「匙」を鍵 key を表す字として、「鉤」（「鉤」）をカンヌキまたはクルルのカギ、鍵 key を表す字として使っていたことから、日本における個別性の一環とみている。また、「鎖」系の字の用法についても、「鎖」も「鑰」も中国では主にくさり、或は鎖す動作を表す字として使用されていたが、日本では「鑰」を錠前 lock、或は lock と鍵 key のセットを表す字として使用されていたことを指摘し、古代日本において自国に合うように変容させた側面の大きさを明示している。

## 審査経過

平成24年10月10日の研究科会議で審査委員会を結成した。大学院国際文化研究科博士後期課程担当の犬飼隆教授、丸山裕美子教授に加え、このテーマの研究に造詣の深い奈良産業大学の桑原祐子准教授を審査委員として選出した。10月16日に審査委員会をひらいて主査に犬飼教授を選出し、慎重に審議した上で、学位授与可の方向で審査をすすめることを確認した。その後もメール会議を行い慎重に審査をすすめた。なお、外国語の学力審査は省略した。申請者が大学院博士後期課程入学試験において筆記試験を受験し合格した者であるので十分な学力を有すると認められる。最終試験として平成24年12月26日に口述試験を公開で行った。同日、第二回審査委員会を行い、論文内容が学位授与可であるという結論に達した。

## 学位論文の評価要旨

古代の東アジアにおける漢字文化全体の相互関係と地域性とを視野におさめたスケールの大きい研究である。

研究の目標が極めて明瞭であり、今後大きく広がる可能性をもつ枠組みを設定している。日本、朝鮮、中国さらに遼をはじめとする諸国・諸民族の漢字文化の全体をみわたすことをめざしているが、朝鮮族中国人であり日本語に堪能という個人的資質を生かして、ふつうなら困難なこの課題に果敢に取り組み、成功をおさめている。日中韓にわたる先行研究を丹念に吟味した上で自己の論を立てており、結論の妥当性も高い。

実証の方法として、出土資料と正倉院文書という一次資料を中心にしている点が高く評価できる。とくに出土資料に関しては、研究の最先端の成果を取り入れて自己のものにしている。かたわら、古代の文献資料に関する目配りも充分に行われている。歴史学の立場からの研究では不足しがちな書誌的な検討も欠けていない。歴史研究と言語研究との良き学際例と言える。

全体的な成果として、中国中原における漢字用法の規範が、周辺の諸国・諸民族に取り入れられて、それぞれの文化・言語の特徴に即して変容した様子を描き出すのに成功している。中国から朝鮮半島へ、それをうけて朝鮮半島から日本列島へ、という経路を中心にして、半島と列島で中原とは異なる用法が成立したことと、半島と列島との相違とを、今のところは部分的にはあるが、実証している。今後、この方法で調査を広げていけば、

確実に大きな成果があげられるであろう。

個別の成果としては、漢字字体の異体の関係に関する認識の、中国中原と周辺との異なりを具体的に示し得ている。言い換えれば、周辺の諸国・諸民族が、中原の規範からみて、部分的な要素を拡大したり、異なる要素を一つの範疇におさめたり、一部を取り替えたりするなどの受容の仕方をしていることを、具体例をもって示している。そして、その変容の要因がそれぞれの文化と言語の性格からきていることに言及し、部分的にはあるが、証明に成功している。とりわけ韓国扶餘陵山里寺木簡 299 号を対象に、従来不明とされた裏面の記号につき「水」の古体と推定し、木簡の呪的性格を明らかにした試みは興味深い。その証明の方法に、中国中原の漢字字体の史的変遷、日本の古辞書における異体字の扱い、字体の異体性とその場面的機能、日朝中における水を使った禊ぎの文化など、歴史研究と言語研究にわたる多くの視点を学際的に総合したことが評価される。

次に問題点をあげる。まず、論述上、研究の全体構想を示すメタ記述がのぞまれる。前書きをもっと充実すべきであったろう。個々の問題を精緻に述べる分、大枠の構想のユニークさが見えにくくなっている。

また出土資料と正倉院文書という一次資料を中心にしている点が高く評価されるが、中国の出土資料の最新の状況、正倉院文書のなかからどれを取り上げどのように読解するか、なお今後になすべきところがある。正倉院文書の書かれた事情一起案者、書き手、書き写した人一の詳細な吟味も今後の課題である。

また文章の表現に遠慮の過ぎるところが多々ある。論証が充分に行われている場合にも「…ようだ」の類の文末表現が多い。論証が充分に及んだところと、まだ見通しにとどまるところを、明瞭に書きわけ工夫が望まれる。

今後さらに深めるべき問題がある。字の異体あるいは字形をくずす程度と、場面的機能との関係である。公私の別、フォーマル・インフォーマルの度合い、日常・非日常などの違いと、異体字の使用や字形のくずされる程度との関係性に取り組んだことが、本論文の大きな意義であるだけに、個々の事例に即してさらに精緻に見極める必要がある。たとえば、公的性格の文書においても様式はそのままに正本と控えとでは字形が異なる時がある。そのような問題を、各項に定義を付けながら分析・整理していくことが望まれる。

## 最終試験結果の要旨および担当者

報告番号	※第 9 号	氏 名	方 国花
試験担当者	主査	愛知県立大学教授	犬飼 隆
		愛知県立大学教授	丸山裕美子
		奈良産業大学准教授	桑原 祐子
(試験結果の要旨)			
<p>愛知県立大学大学院国際文化研究科学学位規程第 9 条および第 10 条にもとづいて、平成 24 年 12 月 26 日午後 3 時より、本学学内において、一般に公開して、審査委員会が申請者に面接を行い、論文の内容および専門分野における研究能力について口述試問を行った結果、申請を合格と認めた。なお、外国語の学力について可であると認めた。</p> <p>以上の学位（博士）請求論文所見及び学位（博士）試験の結果により、申請者は博士（日本文化）の学位を授与される資格があると認め、学位規程第 11 条に従って、ここに報告する。</p>			
平成 24 年 12 月 26 日			
国際文化研究科学学位論文審査委員			
<p>主査 愛知県立大学 教授 犬飼 隆 愛知県立大学 教授 丸山裕美子 奈良産業大学准教授 桑原 祐子</p>			